

## 蒲郡市家庭児童相談室設置要綱

### (趣旨)

第1条 家庭は、児童育成の基盤であり、児童の人格形成上極めて重要であるので、家庭における児童育成上の諸問題に関する相談及び指導を図るため、家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を設置し、家庭児童福祉に関する専門的な相談指導及び措置の徹底を期するものである。

### (設置)

第2条 相談室を蒲郡市福祉事務所内に置く。

### (所掌業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 家庭の児童養育につき相談に応ずること。
- (2) 要保護児童家庭の訪問指導を行うこと。
- (3) 家庭児童問題の実態調査を行うこと。
- (4) 母子家庭の身上相談に応ずること。
- (5) 児童虐待の受付業務に関すること。
- (6) その他必要な相談、指導に応ずること。

### (職員)

第4条 相談室に室長、家庭相談員、その他の職員を置くことができる。

2 前項の家庭相談員とは、社会的信望があり、次の各号に掲げる資格要件のいずれかに該当し、かつ、前条各号に定める業務を行うに必要な熱意と学識経験を有する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 医師
- (3) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 前各号に準ずる者であつて、家庭相談員として必要な学識経験を有する者で市長が適当と認めるもの

3 相談室の室長は、家庭相談員をもって充てる。

4 室長は、市長の命を受けて職務を掌理し、職員を指揮監督する。

(庶務)

第5条 相談室に関する庶務は、蒲郡市福祉事務所において行う。

(委任)

第6条 この要綱の定めるもののほか相談室に関し必要な事項は、市長の承認を得て室長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。